

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3の2第1項に基づくクロスボウ射撃指導員の指定に係る審査基準新旧対照表（案）

（改正部分は、下線部分である。）

旧	新										
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>審査基準</u></p> <p style="text-align: right;">令和●年●月●日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第9条の3の2第1項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：クロスボウ射撃指導員の指定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：福岡県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> <u>法 令 の 定 め：</u> 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3の2第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第42条の2（クロスボウ射撃指導員の基準）、第43条（射撃指導員の指定の申請の手続） </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> <u>審 査 基 準：</u> 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条の2各号について、面接、試験等の方法により審査を行い、全てに適合していれば指定を行う。 なお、同規則に定めるクロスボウ射撃指導員の指定の基準中 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> (1) 「クロスボウに関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> (2) 「相当な人格識見」とは、クロスボウの射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> (3) 「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標準処理期間：35日</td> </tr> </table>	法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法	根 拠 条 項：第9条の3の2第1項	処 分 の 概 要：クロスボウ射撃指導員の指定	原権者（委任先）：福岡県公安委員会	<u>法 令 の 定 め：</u> 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3の2第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第42条の2（クロスボウ射撃指導員の基準）、第43条（射撃指導員の指定の申請の手続）	<u>審 査 基 準：</u> 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条の2各号について、面接、試験等の方法により審査を行い、全てに適合していれば指定を行う。 なお、同規則に定めるクロスボウ射撃指導員の指定の基準中	(1) 「クロスボウに関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。	(2) 「相当な人格識見」とは、クロスボウの射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。	(3) 「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。	標準処理期間：35日
法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法											
根 拠 条 項：第9条の3の2第1項											
処 分 の 概 要：クロスボウ射撃指導員の指定											
原権者（委任先）：福岡県公安委員会											
<u>法 令 の 定 め：</u> 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3の2第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第42条の2（クロスボウ射撃指導員の基準）、第43条（射撃指導員の指定の申請の手続）											
<u>審 査 基 準：</u> 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条の2各号について、面接、試験等の方法により審査を行い、全てに適合していれば指定を行う。 なお、同規則に定めるクロスボウ射撃指導員の指定の基準中											
(1) 「クロスボウに関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。											
(2) 「相当な人格識見」とは、クロスボウの射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。											
(3) 「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。											
標準処理期間：35日											

申 請 先 : 住所地を管轄する警察署生活
安全 (生活安全刑事) 課

問 合 せ 先 : 住所地を管轄する警察署生
活安全 (生活安全刑事) 課又は警察本部生活保安
課 092-641-4141、内 3177

備 考 :